

介護予防ケアマネジメント処遇改善加算 算定項目一覧表

各加算区分における算定要件および内訳・単位数の一覧

・虐待減算：高齢者虐待防止措置未実施減算

・業未減算：業務継続計画未策定減算

サービスコード		サービス名称	算定項目（算定要件）	内訳・組み合わせ	単位数
種類	項目				
AF	6001	介護予防ケア処遇改善加算11	基本報酬のみ算定 (※基本報酬の減算の有無は問わない)	・ケアマネジメント ・ケアマネジメント + 虐待減算 ・ケアマネジメント + 業未減算 ・ケアマネジメント + 虐待減算 + 業未減算	9
AF	6002	介護予防ケア処遇改善加算12	基本報酬（減算あり） + 初回加算 または 委託連携加算 (いずれか一方)	・ケアマネジメント + 虐待減算 + 初回加算 ・ケアマネジメント + 虐待減算 + 委託連携加算 ・ケアマネジメント + 業未減算 + 初回加算 ・ケアマネジメント + 業未減算 + 委託連携加算 ・ケアマネジメント + 虐待減算 + 業未減算 + 初回加算 ・ケアマネジメント + 虐待減算 + 業未減算 + 委託連携加算	15
AF	6003	介護予防ケア処遇改善加算13	基本報酬（減算なし） + 初回加算 または 委託連携加算 (いずれか一方)	・ケアマネジメント + 初回加算 ・ケアマネジメント + 委託連携加算	16
AF	6004	介護予防ケア処遇改善加算14	基本報酬 + 初回加算 + 委託連携加算 (※基本報酬の減算の有無は問わない)	・ケアマネジメント + 初回加算 + 委託連携加算 ・ケアマネジメント + 虐待減算 + 初回加算 + 委託連携加算 ・ケアマネジメント + 業未減算 + 初回加算 + 委託連携加算 ・ケアマネジメント + 虐待減算 + 業未減算 + 初回加算 + 委託連携加算	22

💡 事業所での算定チェックポイント

「初回加算」または「委託連携加算」のいずれか一方のみを算定する場合

- ・基本報酬に減算（虐待・業未）がある場合：『介護予防ケア処遇改善加算12【15単位】』
- ・減算が無い場合：『介護予防ケア処遇改善加算13【16単位】』

上記以外の加算状況（基本報酬の減算の有無に関わらず）

- ・基本報酬のみの場合：『介護予防ケア処遇改善加算11【9単位】』
- ・「初回加算」と「委託連携加算」の両方を算定する場合：『介護予防ケア処遇改善加算14【22単位】』